

刑事訴訟法第 299 条第 1 項等の改正に関する提言

2009 年 2 月 20 日
日本弁護士連合会

第 1 提言の趣旨

検察官が取調べを請求する証拠書類等の閲覧提供義務を定めた刑事訴訟法第 299 条及び公判前整理手続における同趣旨の規定である同法 316 条の 14 並びに上記各条項に関連する別紙 1 記載の各条項を、別紙 2「刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱(案)」のとおり改正すべきである。

第 2 提言の理由

1 衡平性

- (1) 刑事訴訟法第 299 条第 1 項及びこれを受けた刑事訴訟規則第 178 条の 6 第 1 項第 1 号は、検察官に対して、取調べ請求予定の証拠書類または証拠物の閲覧の機会を弁護人に与えればよいと規定する反面、同第 2 項第 3 号において、弁護人の取調べ請求予定の証拠書類または証拠物については、検察官に対して、これを提示して閲覧の機会を与えなければならないと規定されている。
- (2) そのため、実務では、弁護人は、検察官の取調べ請求予定の証拠書類について、検察庁に赴いて閲覧・謄写しているのに対し、自ら取調べ請求予定の証拠書類については、自ら写しを作成して検察庁に届けている(あるいはファクシミリ送信している)実情にある。この実態は、訴訟当事者の衡平の観点から、明らかに不合理というべき状況にある。

2 訴訟促進

- (1) 公判段階における弁護活動は、検察官が取調べを請求する予定の証拠書類・証拠物を検討することから始まるといっても過言ではない。かかる記録の検討は、極めて重要な弁護活動として位置づけられている。従って、可能な限り、早期に着手できることが望ましいことはいうまでもない。
- (2) この点、検察官が取調べ請求を予定する証拠書類の謄本が弁護人に交付されるならば、弁護人が検察庁に赴いて記録を閲覧・謄写するために時間を割く手間が解消されるので、その分だけ実質的かつ実効的な弁護活動に早期に着手することができるようになり、訴訟促進にも資する。
- (3) もっとも、事件の内容がそれほど複雑でない場合、記録全部を謄写しなければ十分な弁護活動ができないのかとの指摘があり得る。しかしながら、検察官は記録を常に手元に置いておくことができる反面、弁護人は自ら検察庁に出かけて行かなければ記録にアクセスすることができないという構造的な偏在がある。すなわち、弁護人としては、記録全部を謄写しておかなければ、常時、記録を検討することができない構造的立場にある。従って、掲記の訴訟当事者の衡平の観点もさることながら、弁護活動の充実の観点から、記録

全部の謄写が必要不可欠である。

3 謄写料問題の解決

現時点において、国選弁護報酬は低額に抑えられているとともに、記録の謄写に要する費用も満額が実費支給されているわけではない。そのため、訴訟記録を綿密に検討するために全てを謄写しようとするれば、謄写すればするほど国選弁護報酬が実質的に目減りするという背理が生じている。しかしながら、検察官から証拠書類の謄本が弁護人に交付されるならば、かかる謄写料問題の大部分が解消できる。

4 別途の予算計上が不要

検察官が取調べ請求予定の証拠書類の謄本を作成して弁護人に交付することは、検察官が手持ち証拠をコピーして手控えとする際に、弁護人交付用として、さらに1部をコピーすれば済む。新規に設備を設けたり、そのための人員を配置したりする必要はない（現に、期日間際に検察官から追加書証の取調べ請求があり、弁護人に閲覧・謄写の暇がないようなときは、検察事務官が弁護人の事務所に書証をファクシミリして開示することが一般に行われている）。従って、弁護人に対する証拠書類の謄本交付には、別途に予算を計上することを必要とせず、その手間もわずかである。さらにコストダウンを図ろうと思えば、紙媒体で弁護人に交付するのではなく、紙の記録をスキャナーで読み取り、電子データ化したものを電磁的記録媒体（CD・DVD）にコピーして交付するという方法も考えられる。

5 DVDの複製交付

既に警察・検察で試行されている被疑者・参考人の取調べの際の録音・録画について、既に実際の公判手続において取調べ状況を録画した媒体（DVD）が証拠として検察官から取調べ請求されている以上、これも証拠書類に準ずるものとして、その複製品の交付を義務づけるべきである。

6 証拠開示手続により開示された記録の謄本交付

(1) 公判前整理手続においては、証拠開示（類型証拠開示・主張関連証拠開示）の規定が明文化されているが、これに基づいて検察官から開示された証拠書類・証拠物についても、上記の公判提出予定証拠と同様に、弁護人に対する謄本の交付を義務づけるべきである。逆に、公判前整理手続に付されていない事件についても、弁護人の謄写権を明文で規定すべきである。

(2) とりわけ、平成21年5月から裁判員裁判が実施されるという現況において、公判前整理手続・裁判員裁判という訴訟手続では、そもそも検察官が証拠調べを請求する証拠書類が厳選されており、弁護人としては、実効的な弁護活動を履践するためには、証拠開示手続を最大限に活用せざるを得ず、場合によっては、検察官が証拠調べ請求する証拠書類よりも、弁護人の請求により証拠開示された証拠書類のほうが多量であることも決して稀ではない。従って、掲記の訴訟促進や弁護活動の充実の観点からは、証拠調べ請求された証拠書類のみならず、証拠開示された証拠書類についても謄本の交付を要求すべき必要性が高いといわざるを得ない。

(3) よって、証拠開示された訴訟記録を含む公判前整理手続において弁護人に開示された訴訟記録の閲覧権（弁護人については謄写権も）を規定した刑事訴訟法 316 条の 14 も含め、一体として訴訟記録の謄本の交付を刑事訴訟法において明文化すべきである。

7 総括

以上から、検察官が取調べを請求する証拠書類等の閲覧提供義務を定めた刑事訴訟法第 299 条及び公判前整理手続における同趣旨の規定を定めた同法 316 条の 14 並びに上記各条項に関連する別紙 1 記載の各条項を、別紙 2「刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱（案）」のとおり改正されるよう提言する。

以上

第 281 条の 3〔開示証拠の管理〕

弁護人は、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等（複製その他証拠の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。以下同じ。）を適正に管理し、その保管をみだりに他人にゆだねてはならない。

第 281 条の 4〔開示証拠の目的外使用禁止〕

(1) 被告人若しくは弁護人（第 440 条に規定する弁護人を含む。）又はこれらであつた者は、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、次に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならない。

一 当該被告事件の審理その他の当該被告事件に係る裁判のための審理

二 当該被告事件に関する次に掲げる手続

イ 第一編第十六章の規定による費用の補償の手続

ロ 第 349 条第 1 項の請求があつた場合の手続

ハ 第 350 条の請求があつた場合の手続

ニ 上訴権回復の請求の手続

ホ 再審の請求の手続

ヘ 非常上告の手続

ト 第 500 条第 1 項の申立ての手続

チ 第 502 条の申立ての手続

リ 刑事補償法の規定による補償の請求の手続

(2) 前項の規定に違反した場合の措置については、被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様、関係人の名誉、その私生活又は業務の平穩を害されているかどうか、当該複製等に係る証拠が公判期日において取り調べられたものであるかどうか、その取調べの方法その他の事情を考慮するものとする。

第 281 条の 5〔開示証拠目的外使用の罰則〕

(1) 被告人又は被告人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、前条第 1 項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(2) 弁護人（第 440 条に規定する弁護人を含む。以下この項において同じ。）又は弁護人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

第 299 条〔証人等の氏名等開示と証拠等の閲覧〕

- (1) 検察官，被告人又は弁護人が証人，鑑定人，通訳人又は翻訳人の尋問を請求するについては，あらかじめ，相手方に対し，その氏名及び住居を知る機会を与えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調を請求するについては，あらかじめ，相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。但し，相手方に異議のないときは，この限りでない。
- (2) 裁判所が職権で証拠調の決定をするについては，検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かななければならない。

第 299 条の 2〔証人等の安全配慮〕

検察官又は弁護人は，前条第 1 項の規定により証人，鑑定人，通訳人若しくは翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり，証人，鑑定人，通訳人若しくは翻訳人若しくは証拠書類若しくは証拠物にその氏名が記載されている者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは，相手方に対し，その旨を告げ，これらの者の住居，勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が，犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に関し必要がある場合を除き，関係者（被告人を含む。）に知られないようにすることその他これらの者の安全が脅かされることがないように配慮することを求めることができる。

第 299 条の 3〔被害者等特定事項の秘匿措置〕

検察官は，第 299 条第 1 項の規定により証人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり，被害者特定事項が明らかにされることにより，被害者等の名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認めるとき，又は被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは，弁護人に対し，その旨を告げ，被害者特定事項が，被告人の防御に関し必要がある場合を除き，被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができる。ただし，被告人に知られないようにすることを求めることについては，被害者特定事項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限る。

第 316 条の 14〔検察官請求証拠の必要的開示〕

検察官は，前条第 2 項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については，速やかに，被告人又は弁護人に対し，次の各号に掲げる証拠の区分に応じ，当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

- 一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会（弁護人に対しては，閲覧し，かつ，謄写する機会）を与えること。

二 証人，鑑定人，通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え，かつ，その者の供述録取書等（供述書，供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。以下同じ。）のうち，その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき，又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあつては，その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧する機会（弁護人に対しては，閲覧し，かつ，謄写する機会）を与えること。

第 316 条の 18〔被告人・弁護人の請求証拠の開示〕

被告人又は弁護人は，前条第 2 項の規定により取調べを請求した証拠については，速やかに，検察官に対し，次の各号に掲げる証拠の区分に応じ，当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

- 一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧し，かつ，謄写する機会を与えること。
- 二 証人，鑑定人，通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え，かつ，その者の供述録取書等のうち，その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき，又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあつては，その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧し，かつ，謄写する機会を与えること。

第 350 条の 5〔証拠開示〕

検察官は，即決裁判手続の申立てをした事件について，被告人又は弁護人に対し，第 299 条第 1 項の規定により証拠書類を閲覧する機会その他の同項に規定する機会を与えるべき場合には，できる限り速やかに，その機会を与えなければならない。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱（案）

第一 弁護人に対する検察官取調べ請求証拠の謄写の機会付与（第二百九十九条関係）

公判前整理手続に付されている場合に限らず、検察官が、証拠書類又は証拠物の取調を請求するに
は、あらかじめ、弁護人に対し閲覧の機会のみならず謄写の機会も与えるべき旨を明文で定めるもの
とし、所要の規定の整備をすること。¹

第二 検察官取調べ請求証拠及び開示証拠の写し等の交付

1 検察官取調べ請求証拠の写し等の交付（第二百九十九条及び第三百十六條の十四関係）

ア 検察官は、証拠書類又は証拠物の取調を請求するについては、弁護人が求めたときは、あらかじめ速やかに、その写し等（映像及び音声を記録したものについてはその複製を含むものとし、弁護人の指定があるときは電磁的記録によるものとする。以下同じ。²）を交付すべきものとし、その他
所要の規定の整備をすること。^{3, 4}

イ 検察官は、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の取調べを請求するについては、弁護人が求めたときは、あらかじめ速やかに、その者の供述録取書等のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるものの写し等を交付すべきものとし、その他所要の規定の整備をすること。

2 検察官取調べ請求証拠以外の検察官開示証拠の写し等の交付（第三百十六條の十四第一号、第三百十六條の十五第一項、第三百十六條の二十第一項関係）

ア 検察官は、いわゆる類型証拠の開示をすべき場合において、弁護人が求めたときには、速やかに、その写し等を交付すべきものとし、その他所要の規定の整備をすること（第三百十六條の十五第一項、第三百十六條の十四第一号関係）。

イ 検察官は、いわゆる主張関連証拠の開示をすべき場合において、弁護人が求めたときには、速やかに、その写し等を交付すべきものとし、その他所要の規定の整備をすること（第三百十六條の二十第一項、第三百十六條の十四第一号関係）。

第三 即決裁判手続における証拠開示に際しての証拠の写し等の交付（第三百五十条の五関係）

検察官は、即決裁判手続の申立をした事件について、第二百九十九条第一項の規定により証拠書類の閲覧の機会その他同項に規定する機会を与えるべき場合には、弁護人が求めたときは、できる限り速やかに、その写し等を交付すべきものとし、所要の規定の整備をすること。

以上

* 1 現行法では、公判前整理手続に付された場合（第三百十六条の十四）を別として、弁護人に対する証

拠書類の謄写の機会が付与が明文で規定されておらず、一般的にこれを明文化するものである。

* 2 「写し等」 従来の謄写記録と同様のコピー等で足り、検察官、検察事務官らが写し等を作成する

（コピーを撮る）場合でも、現行刑事訴訟規則第五十八条第一項、第三項及び第六十条の二の適用をしない（記名押印は不要）。

写真そのものの場合や、写真撮影報告書のような写真等が添付されている証拠書類の場合は、カラ

「コピーにすべきではないか。今後、証拠の種類ごとにどのような写しが必要（望ましい）かが検討すべきと思われる。」

* 3 「その他所要の規定」には、入手した証拠の写し等に関して、開示証拠の管理（第二百八十一条の三）、開示証拠の目的外使用の禁止（第二百八十一条の四）、開示証拠の目的外使用の罰則（第二百八十一条の五）、証人等の安全配慮（第二百九十九条の二）。証拠書類等に氏名が記載されている者に係わる。）、被害者等特定事項の秘匿措置（第二百九十九条の三）等が想定される。

「第二、一、イ」、「第二、2」、「第三」についても同様である。

* 4 本改正に際して、法務省等から、弁護士請求証拠についても、検察官が写し等の交付を求めたときにはその交付を行うべきことを定めるべきとの要望があったときにはこれに応じるものとする。現行実務を追認するのみであるので差し支えないと思料されるが、弁護士事務所の施設整備の程度は様々であるので、例えば電磁的記録等の交付までを義務付けることなどについてはなお慎重な配慮を要しよう。